



2022年11月14日

各位

会社名 日医工株式会社
(証券コード4541 東証プライム市場)
代表者名 代表取締役社長 田村友一
お問合せ先 常務執行役員 社長室長
神田 進
TEL 076-432-2121

**第三者割当による新株式発行及び定款の一部変更、株式併合及び単元株式数の定め廃止、
資本金及び資本準備金の額の減少、剰余金の処分
並びに親会社及び主要株主である筆頭株主の異動についてのお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会において、株式会社ジェイ・ウィル・パートナーズ（以下「JWP」といいます。）が管理・運営する合同会社ジェイ・エス・ディー（以下「割当予定先」といいます。）を割当先とする払込金額の総額200億円の第三者割当による当社普通株式（以下「本新株式」といいます。）の発行（以下「本第三者割当増資」といいます。なお、本第三者割当増資は、下記「Ⅱ. 本第三者割当増資による新株発行」の「1. 募集の概要」に記載のとおり、本第三者割当増資①及び本第三者割当増資②により行われます。）を実施することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。また、当社は、本日開催の取締役会において、当社の株主を割当予定先のみとするために、本第三者割当増資の実行後において、当社普通株式70,384,700株を1株に併合し、割当予定先以外の当社の少数株主の皆様に対し、総額で約25億円（1株当たり36円）の金銭を交付すること（以下「本株式併合」といいます。）を決議いたしました。

上記の取締役会決議は、本第三者割当増資及びその後の本株式併合を経て、割当予定先が当社を完全子会社とすること（以下「本完全子会社化取引」といいます。）を企図していること並びに当社普通株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものです。

なお、当社は、2023年2月開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）において、本第三者割当増資に係る議案、本第三者割当増資の実施に必要となる当社の発行可能株式総数の増加のための定款の一部変更に係る議案、本新株式の払込みを停止条件として、資本金及び資本準備金の額を減少し（以下「本資本金等の額の減少」といいます。）、本資本金等の額の減少によって増加することとなるその他資本剰余金により繰越利益剰余金の欠損を填補すること（以下「本剰余金の処分」といいます。）に係る議案及び本新株式の払込みを停止条件とする割当予定先の指名する者の当社取締役の選任に係る議案（以下「本第三者割当増資関連議案」といいます。）、並びに本株式併合に係る議案及び単元株式数の定め廃止に関する定款の一部変更に係る議案（以下、本第三者割当増資関連議案と併せて「本臨時株主総会付議議案」といいます。）を付議することを予定しております。本第三者割当増資の実行は、本臨時株主総会付議議案が本臨時株主総会において承認可決されること等を条件としており、また、本株式併合の効力発生は、本第三者割当増資が実行されることを条件とするものです。

加えて、本第三者割当増資により、当社の親会社及び主要株主である筆頭株主の異動が生じる見込みとなりましたので、併せてお知らせいたします。

I. 手続及び日程の概要

本第三者割当増資及びその後の本株式併合を通じた本完全子会社化取引は、大要、以下の手続に従って行われます。

- ① 本臨時株主総会において本臨時株主総会付議議案が付議される。
- ② 産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続（以下「本事業再生ADR手続」といいます。）の事業再生計画案の決議のための債権者会議（第3回債権者会議）において、当社が策定する事業再生計画案（以下「本事業再生計画案」といいます。）が本事業再生ADR手続の全対象債権者（以下「本対象債権者」といいます。）の合意により成立すること、本臨時株主総会において本臨時株主総会付議議案が承認されること及び本第三者割当増資の実行について必要とされる各国の競争当局の企業結合に関する届出許可等、各国の関係当局の許認可等が得られること等を条件に、本第三者割当増資に係る本新株式が発行され、割当予定先が、当社の親会社かつ筆頭株主となる（割当予定先が有することとなる議決権数（6,334,623個）の、当社の総議決権数（2022年9月30日現在の当社の総議決権数（703,847個）及び当該議決権数の合計（7,038,470個）に対する割合は90.00%）。
- ③ 本第三者割当増資に係る本新株式が全て発行されることを条件として、その後到来する効力発生日において本株式併合の効力が発生し、その結果、割当予定先が当社の唯一の株主となる。
- ④ 割当予定先以外の当社の少数株主の皆様に対し、総額で約25億円（1株当たり36円）の金銭を交付する（なお、本株式併合の結果生じる1株に満たない端数の処理の方法については、その合計数に相当する数の株式を、会社法の規定に基づき、裁判所の許可を得て、当該端数の合計数に相当する当社普通株式を当社が取得し、その売却によって得られた代金を株主の皆様へに交付する予定です。）。

なお、2023年3月頃に本第三者割当増資に係る本新株式が全て発行された場合の本完全子会社化取引に係る手続の日程の概要（予定）は以下のとおりです。なお、実際のスケジュールは本事業再生ADR手続の成立時期及び本第三者割当増資に係る本新株式が全て発行される時期により異なりますので、確定し次第、改めてお知らせいたします。

本第三者割当増資に関する取締役会決議日	2022年11月14日（月）
本臨時株主総会に関する基準日公告日	2022年11月15日（火）（予定）
本臨時株主総会に関する基準日	2022年11月30日（水）（予定）
本事業再生ADR手続の事業再生計画案の決議のための債権者会議（第3回債権者会議）	2022年12月下旬以降（予定）
本臨時株主総会開催日	2023年2月（予定）
本第三者割当増資に係る本新株式の発行日	2023年3月頃（予定）
当社普通株式の東京証券取引所における整理銘柄への指定日	2023年3月頃（予定）
当社普通株式の東京証券取引所における売買最終日	2023年3月から4月頃（予定）
当社普通株式の東京証券取引所における上場廃止日	2023年3月から4月頃（予定）
本株式併合効力発生日	2023年3月下旬から4月頃（予定）

II. 本第三者割当増資による新株発行

1. 募集の概要

(1) 本第三者割当増資①（注1）

① 払込期間	2023年3月1日（水）から2023年3月31日（金）まで（注2）
② 発行新株式数	普通株式 126,692,460株
③ 発行価額	1株につき633,462,300分の200億円（約31.57円）
④ 調達資金の額	4,000,000,000円

⑤ 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法によります。 (合同会社ジェイ・エス・ディー)
⑥ そ の 他	<p>上記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生、2022年12月下旬以降に開催予定の本事業再生ADR手続の事業再生計画案の決議のための債権者会議（第3回債権者会議）において、本事業再生計画案が本対象債権者の合意により成立すること、並びに2023年2月開催予定の本臨時株主総会において本臨時株主総会付議議案が承認されること及び本第三者割当増資の実行について必要とされる日本及び米国の競争当局の企業結合に関する届出許可等、各国の関係当局の許認可等が得られること等を条件としております。</p> <p>本第三者割当増資に伴い発行される本新株式 633,462,300 株（議決権数 6,334,623 個）は、2022年9月30日現在の当社の発行済株式総数 71,382,652 株（2022年9月30日現在の総議決権数 703,847 個）の 887.42%（議決権における割合 900.00%）に相当いたします。そのため、本第三者割当増資に伴う希薄化率は 25%以上になり、また、支配株主の異動を伴うこととなります。したがって、本第三者割当増資は、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第二号様式 記載上の注意（23-6）」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。更に、下記「2. 第三者割当による新株発行の目的及び理由」の「(1) 本第三者割当増資に至る経緯」の「(2) 本第三者割当増資を選択した理由」に記載のとおり、本第三者割当増資により割当予定先は特定引受人に該当することとなります。したがって、本臨時株主総会による決議は、会社法第 206 条の 2 第 4 項に規定する特定引受人への募集株式の割当てに関する株主総会決議の特別決議による承認を兼ねるものであります。</p> <p>なお、特定引受人となる割当予定先は本臨時株主総会で議決権は有しません。</p>

(注1) 本第三者割当増資①及び本第三者割当増資②は同時に実行されることが予定されており、一方のみが実行されることは想定されておりません。

(注2) 本第三者割当増資①に関して、2023年3月1日（水）から2023年3月31日（金）までを会社法上の払込期間として決議しております。この期間を払込期間とした理由は、上記⑥に記載のとおり、本新株式の発行は、本事業再生計画案が本対象債権者の合意により成立すること等を条件としており、かかる条件が成立するまでは割当予定先は払込みを行うことができず、かかる条件の成立時期を現時点で正確に予想することが困難であるためです。

(2) 本第三者割当増資②（注1）

① 払 込 期 間	2023年3月1日（水）から2023年3月31日（金）まで（注2）
② 発 行 新 株 式 数	普通株式 506,769,840 株
③ 発 行 価 額	1株につき 633,462,300 分の 200 億 円（約 31.57 円）
④ 調 達 資 金 の 額	16,000,000,000 円
⑤ 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法によります。 (合同会社ジェイ・エス・ディー)
⑥ そ の 他	<p>上記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生、2022年12月下旬以降に開催予定の本事業再生ADR手続の事業再生計画案の決議のための債権者会議（第3回債権者会議）において、本事業再生計画案が本対象債権者の合意により成立すること、</p>

	<p>並びに 2023 年 2 月開催予定の本臨時株主総会において本臨時株主総会付議議案が承認されること、本第三者割当増資関連議案における定款の一部変更の効力発生及び本第三者割当増資の実行について必要とされる日本及び米国の競争当局の企業結合に関する届出許可等、各国の関係当局の許認可等が得られること等を条件としております。</p> <p>本第三者割当増資に伴い発行される本新株式 633,462,300 株（議決権数 6,334,623 個）は、2022 年 9 月 30 日現在の当社の発行済株式総数 71,382,652 株（2022 年 9 月 30 日現在の総議決権数 703,847 個）の 887.42%（議決権における割合 900.00%）に相当いたします。そのため、本第三者割当増資に伴う希薄化率は 25%以上になり、また、支配株主の異動を伴うこととなります。したがって、本第三者割当増資は、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第二号様式 記載上の注意（23-6）」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。更に、下記「2. 第三者割当による新株発行の目的及び理由」の「（1）本第三者割当増資に至る経緯」の「（2）本第三者割当増資を選択した理由」に記載のとおり、本第三者割当増資により割当予定先は特定引受人に該当することとなります。したがって、本臨時株主総会による決議は、会社法第 206 条の 2 第 4 項に規定する特定引受人への募集株式の割当てに関する株主総会決議の特別決議による承認を兼ねるものであります。</p> <p>なお、特定引受人となる割当予定先は本臨時株主総会で議決権は有しません。</p>
--	--

- (注 1) 本第三者割当増資①及び本第三者割当増資②は同時に実行されることが予定されており、一方のみが実行されることは想定されておりません。なお、会社法第 113 条第 3 項によれば、当社のような公開会社が定款を変更して発行可能株式総数を増加する場合、当該定款の変更後の発行可能株式総数は、当該定款の変更が効力を生じた時における発行済株式の総数の 4 倍を超えることができないとされているところ、2022 年 9 月 30 日現在の当社の発行済株式総数（71,382,652 株）を前提とすれば、一度の定款変更で、本第三者割当増資による本新株式の全部を発行するために必要な発行可能株式総数の増加を行うことはできません。そのため、下記のとおり、発行可能株式総数を増加するための定款変更を二度に分けて実施いたします。具体的には、まず、2022 年 9 月 30 日現在の当社の発行済株式総数（71,382,652 株）の 4 倍を超えない範囲での定款変更（以下「定款変更（1）」といいます。）を行い、次に、本第三者割当増資①に係る本新株式 126,692,460 株が発行されることを条件として、発行可能株式総数を 750,000,000 株とする旨の定款変更（以下「定款変更（2）」といいます。）を行います。本第三者割当増資②に係る本新株式 506,769,840 株の発行は、定款変更（2）の効力発生を条件として行われ、本第三者割当増資①に係る本新株式 126,692,460 株の発行、定款変更（2）の効力発生及び本第三者割当増資②に係る本新株式 506,769,840 株の発行は、全て同日に行われます。
- (注 2) 本第三者割当増資②に関して、2023 年 3 月 1 日（水）から 2023 年 3 月 31 日（金）までを会社法上の払込期間として決議しております。この期間を払込期間とした理由は、上記⑥に記載のとおり、本新株式の発行は、本事業再生計画案が本対象債権者の合意により成立すること等を条件としており、かかる条件が成立するまでは割当予定先は払込みを行うことができず、また、かかる条件の成立時期を現時点で正確に予想することが困難であるためです。

2. 第三者割当による新株発行の目的及び理由

(1) 本第三者割当増資に至る経緯

当社は、1965年の創立以来、健康な生活を願う人々の期待に応えるため、経済性に優れた医療用医薬品の製造販売を主力事業として展開し、連結売上高において国内最大規模のジェネリック医薬品専業メーカーとして成長してまいりました。また、ジェネリック医薬品の使用割合は、2017年6月に政府が2020年9月までの目標値とした80%に近接するまで高まっている一方、薬価改定が毎年実施されること等から、薬価下落による収益への悪影響が想定されるため、当社を取り巻くジェネリック医薬品業界においては、一層の競争力強化が求められる状況となっております。

このような厳しい競争環境の下、当社は、2019年5月に、第8次中期経営計画『NEXUS∞』（2020年3月期～2022年3月期）を策定し、様々なビジネスパートナーと連携・拡大成長する中で創出される「領域/地域」、「コスト」、「人材」に係る3つのシナジーを最大化し、患者様とご家族を中心に据えた事業を推進することで、グローバル総合ジェネリック医薬品メーカーへ更なる進化を遂げることを目指して、“Better than the Best.”をテーマに、①事業領域の更なる深化/進化、②徹底したオペレーション最適化の追求、③グローバル水準の品質確保、競争力強化、④ESG活動を基盤としたライフサイエンス企業（注）としての信頼確保の4つの基本戦略を遂行してまいりました。

（注）「ライフサイエンス企業」とは、人間生活の基本である「生きる」、「食べる」及び「暮らす」と密接に関わる医薬品、食品及び化学品等に係る、幅広い技術を研究する企業をいいます。

そのような中、当社は、2021年3月に富山県より、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づく業務停止処分を受けました。また、業務停止処分を受けた富山第一工場において、製造する全製品について、厳しい品質評価等を行いながら、順次、生産・出荷を再開してはおりますが、同工場ではいまだ一部の製造予定品目については出荷再開には至っておりません。また、2020年12月、小林化工株式会社（以下「小林化工」といいます。）における生産・出荷停止の影響により、当社の連結子会社であるエルメッド株式会社（以下「エルメッド」といいます。）が同社に製造委託していた製品の販売が中止となりました。その結果、富山第一工場及び小林化工における品質問題に起因して当社の売上が減少しております。また、毎年実施される薬価引き下げにより、収益構造の悪化が発生しております。

更に、2022年3月期において、北米事業にて投資を継続してきた、バイオシミラー（バイオ医薬品の後続品）、オーファンドラッグ製剤（希少疾病治療薬）の開発計画全体を見直したことに起因して、北米事業における投資に伴い計上していたのれん、バイオシミラー・オーファンドラッグ製剤等の開発に係る無形資産を中心に84,130百万円の減損損失を2022年3月期において計上することとなり、2022年3月期は、104,984百万円の親会社の所有者に帰属する当期損失を計上した結果、親会社所有者帰属持分比率は2021年3月期の30.6%から2022年3月期は5.1%まで低下いたしました。その結果、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在するとして、2022年3月期の当社の連結財務諸表及び財務諸表の注記において、「継続企業の前提に関する注記」を記載することとなりました。また、2022年11月8日付「減損損失の計上に関するお知らせ」、2022年11月14日付「（開示事項の経過）減損損失の計上に関するお知らせ」及び2022年11月14日付「第59期第2四半期報告書」にて公表のとおり、Sagentグループは、2022年3月期及び2023年3月期第1四半期において継続して営業損失を計上していることや（2022年3月期は38,998百万円、2023年3月期第1四半期は1,805百万円の営業損失）、今後の米国市場における事業展開を踏まえて、国際会計基準（IFRS）に基づき減損テストを実施した結果、当社は、2023年3月期第2四半期において、Sagentグループに係るのれんを含む固定資産についての減損損失を計上し、親会社の所有者に帰属する四半期損失54,817百万円を計上した結果、35,626百万円の債務超過となりました。

当社は、このような厳しい経営状況及び財務体質を踏まえ、今後の再成長に向けた強固な収益体質の確立と財務体質の抜本的な改善を目指すため、2022年5月13日開催の取締役会において、本事業再生ADR手続の利用申請を決議し、事業再生実務家協会（同協会は、法務大臣より認証紛争解

決事業者としての認証、及び経済産業大臣より特定認証紛争解決事業者としての認定を受けている団体です。)に対し、本事業再生ADR手続の利用についての正式な申請を行い、同日付で受理され、事業再生実務家協会と連名にて、本対象債権者に対して、同日付で経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第20条に基づく一時停止(債権者全員の同意によって決定される期間中に債権の回収、担保権の設定又は破産手続開始、再生手続開始、会社更生法若しくは金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てをしないこと等)を要請する通知(以下「一時停止通知」といいます。)を送付いたしました。

その後、当社は、2022年5月26日に、本対象債権者の出席の下、本事業再生ADR手続に基づく事業再生計画案の概要の説明のための債権者会議(第1回債権者会議)を開催し、本対象債権者から一時停止通知について同意を得るとともに、一時停止の期間を事業再生計画案の決議のための第3回債権者会議(第3回債権者会議が本対象債権者全員の同意により延期・続行された場合には、延期・続行された期日を含みます。)の終了時までとさせていただくことにつき、ご承認をいただきました。

更に、メインバンクである株式会社三井住友銀行(以下「三井住友銀行」といいます。)にて設定いただいた700億円の融資枠に基づいて実行された融資にかかる貸付債権の優先性について、本対象債権者から確認をいただきました。本事業再生ADR手続の詳細については、当社が2022年5月13日付で公表した「事業再生ADR手続の正式申込及び受理に関するお知らせ」及び2022年5月26日付で公表した「事業再生ADR手続における第1回債権者会議の同意に関するお知らせ」をご参照ください。

このような状況の中、当社は、本事業再生ADR手続における本事業再生計画案の策定にあたっては、上記に記載の当社の置かれた厳しい経営状態から脱却し、より強固な収益体質の確立と財務体質の抜本的な改善及び持続的成長を目的として、資本増強を伴った財務体質の抜本的な改善を実現すべく、ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第参号投資事業有限責任組合(以下「JIS」といいます。)から出資の可能性が示されたことを受け、当社は、リーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を、また、ファイナンシャル・アドバイザーとしてデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社(以下「デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー」といいます。)をそれぞれ起用した上で、2022年5月13日付で、JISとの間で出資に関する基本合意書(以下「本基本合意書」といいます。)を締結し、出資に関する最終契約の締結を目指し誠実に協議することを合意いたしました。本基本合意書の詳細については、当社が2022年5月13日付で公表した「ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第参号投資事業有限責任組合との出資に関する基本合意書の締結に関するお知らせ」をご参照ください。その後、本基本合意書の内容を踏まえつつ、当社とJISとの間で最適な出資規模・形態について協議を行う一方で、当社にとってより有利な条件での資金調達の可能性を求めて、本事業再生ADR手続の利用についての正式な申請以降、事業会社及び金融投資家を含む約40社のスポンサー候補に対して、スポンサー候補としての出資検討を依頼してまいりました。かかるスポンサー探索の結果、割当予定先を含む数社のスポンサー候補から最終的な意向表明を受領するに至りました。その後、当社は、本対象債権者に要請する金融支援の内容、当社に提供可能な資本性資金の金額の多寡、当社が希望する時間軸での資本性資金の提供及びその実現可能性、スポンサーとして参画した後に当社が再生を果たすための当社の経営・事業に関する考え方、事業構造改革を通じた中長期的な事業継続及び今後の企業価値の向上に向けた施策の内容・実現可能性等の観点から総合的に検討を行った結果、割当予定先が最適のスポンサー候補であると判断いたしました。

なお、JWPは、割当予定先である合同会社ジェイ・エス・ディーを管理・運営する投資ファンド運営会社です。2003年4月に設立されたJWPは、独立系の投資ファンド運営会社として、本日現在、累計で約4,250億円を超える資金を運用し、株式会社穴吹工務店(香川県高松市)、江守グループホールディングス株式会社(福井県福井市)への再生支援、及びエヌ・デーソフトウェア株式会社(山形県南陽市)のマネジメント・バイアウト(MBO)による非公開化を通じた成長支援を始めとし、国内各地の企業や事業に対して約200件の投資実績を有しているとのことです。JWP

ファンドの出資者は、日本国内の金融機関、年金基金、ファンド・オブ・ファンズ及び事業会社であるとのことです。なお、ヘルスケア分野はJWPの注力分野の一つであり、これまでに全国で30件以上の病院、診療所、介護施設及び周辺事業者（ソフトウェア会社、調剤薬局、化学医薬品メーカー等）の再生、成長及び事業承継支援に携わった実績を有しているとのことです。JWPは当社の再生に向けて、JWPが持つ幅広いネットワークと豊富な実績に基づく、着実な事業戦略の策定、経営管理体制の強化及び財務再構築支援等を通じ、当社が有する課題の解決と本来価値の具現化が重要であると考えているとのことです。

割当予定先は、当社に対するスポンサー支援に係る提案を行うにあたって、当社が再生を果たすためには、後発医薬品業界内だけの発想にとらわれず、外部業界からの知見とネットワーク等を積極的に取り入れることで、①品質保証・品質管理体制の強化、②特定卸との関係強化を通じた販売・生産効率の向上を実現することが重要であるとの考えに至ったとのことです。具体的には、①品質保証・品質管理体制の強化に関しては、人材登用、管理プロセスの高度化等を通じた当社単独での強化に加えて、第三者との生産面・品質保証面での人的交流等、当該第三者の有する知見の積極的な取り込みにより、確かな品質の医薬品を安定的に供給可能な体制の構築と迅速な全製造予定品目の製造を再開することが重要であると考えているとのことです。また、②特定卸との関係強化を通じた販売・生産効率の向上に関しては、2021年8月に資本業務提携契約を締結した株式会社メディopalホールディングス（以下「メディopal」といいます。）との連携を通じて「計画発注、計画生産」を始めとした提携モデルを具体化し、需要に即した生産体制を構築することにより販売・生産効率の向上を実現することが重要であるとの考えに至ったとのことです。加えて、これらの抜本的な構造改革を実現する上で、下記「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期」の「(2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期」に記載の運転資金及び設備投資資金が必要であり、200億円規模の資本注入が必要であるとの考えに至ったとのことです。

更に、当社の時価総額に比してこのような大規模な資本注入を行う前提としては、割当予定先としては、当社を取り巻く厳しい経営環境や不確実性に照らして、当社を非公開化して迅速かつ抜本的な再生施策を実行する体制を構築することが必要と考えているとのことです。

具体的には、割当予定先としては、上場を維持した上での大規模な増資では、当社の少数株主の保有株式は大幅に希薄化されるのみであり、かつその後の事業構造改革は、中長期的には当社事業の改善に資すると考えているものの、短期的には収益性が悪化し、また、事業構造改革が奏功しない場合のリスクも存在することから、当社が上場を維持したまま事業構造改革を実施し、当社の少数株主の皆様を更なるリスクにさらすことは適切ではなく、当社の少数株主の皆様に対して合理的な対価を支払った上で、当社を非公開化することが当社の少数株主の利益にも資すると考えたとのことです。特に、割当予定先としては、当社が、2022年3月期において、104,984百万円の親会社の所有者に帰属する当期損失を計上した結果、親会社所有者帰属持分比率は2021年3月期の30.6%から2022年3月期は5.1%まで低下しており、また、2022年11月8日付「減損損失の計上に関するお知らせ」、2022年11月14日付「(開示事項の経過) 減損損失の計上に関するお知らせ」及び2022年11月14日付「第59期第2四半期報告書」にて公表のとおり、Sagentグループは、2022年3月期及び2023年3月期第1四半期において継続して営業損失を計上していることや（2022年3月期は38,998百万円、2023年3月期第1四半期は1,805百万円の営業損失）、今後の米国市場における事業展開を踏まえて、国際会計基準（IFRS）に基づき減損テストを実施した結果、当社は、2023年3月期第2四半期において、Sagentグループに係るのれんを含む固定資産についての減損損失を計上し、親会社の所有者に帰属する四半期損失54,817百万円を計上した結果、35,626百万円の債務超過となっている現状及び将来のキャッシュ・フローを踏まえると、本事業再生ADR手続において本対象債権者に対して多額の将来期間損失等も踏まえた相当額の債務免除等を要請せざるを得ない状況であり、当社の実勢の株式価値は市場価格に比して著しく低く、かつ仮に大規模な資金注入が早期に実行されなければ、当社の足下の資金繰りは極めて困窮することになるため、この段階で、当社の少数株主に対して本第三者割当増資における払込金額に対してプレミアムを付した金額を支払うことは、当社の少数株主に対しても救済策となるものであると考えたと

のことです。

当社は、割当予定先からの 2022 年 9 月 26 日付のスポンサー支援に係る提案は、当社の既存株式の大幅な希薄化のみならず、当社の非公開化も含むものであり、当社の少数株主の皆様にも重大な影響を与えるものであったため、慎重な検討を行いました。

まず、当社は、割当予定先の提案に先立ち、複数のスポンサー候補とも接触し、当社に対する支援の可能性について協議し、スポンサー選定において、本対象債権者に要請する金融支援の内容、当社に提供可能な資本性資金の金額の多寡、当社が希望する時間軸での資本性資金の提供及びその実現可能性、スポンサーとして参画した後に当社が再生を果たすための当社の経営・事業に関する考え方、事業構造改革を通じた中長期的な事業継続及び今後の企業価値の向上に向けた施策の内容・実現可能性等の観点から総合的に検討を行った結果、割当予定先が最適のスポンサー候補であると判断いたしました。

また、当社は、2022 年 10 月中旬以降、割当予定先と再生施策の検討を進める過程で、当社が再生を果たすためには、品質保証・品質管理体制の強化、特定卸との関係強化を通じた販売・生産効率の向上等の迅速かつ抜本的な事業改革が必要不可欠と考えるに至り、割当予定先の提案内容は、当社の中長期的な成長を実現するために現実的かつ具体的な内容を示すものとして、当社の考え方と整合していると判断いたしました。また、当社の財務体質の抜本的な改善のためには大規模な資金注入が必要不可欠であり、仮に大規模な資金注入が早期に実行されなければ、当社の足下の資金繰りは極めて困窮することになるため、事業の継続が困難となる懸念があり、株価の下落等を通じて当社の少数株主の皆様を更なるリスクにさらすおそれがあるといった状況の下で、複数のスポンサー候補との間で真摯な協議を行い、本対象債権者に要請する金融支援の内容、当社に提供可能な資本性資金の金額の多寡、当社が希望する時間軸での資本性資金の提供及びその実現可能性、スポンサーとして参画した後に当社が再生を果たすための当社の経営・事業に関する考え方、事業構造改革を通じた中長期的な事業継続及び今後の企業価値の向上に向けた施策の内容・実現可能性等の観点から、当社にとって最も望ましいと考えられる条件を提示したスポンサー候補である割当予定先との間の複数回に亘る交渉により、本日、最終的に合意されたものであることから、当社が当社の少数株主の皆様を提供できる最善の条件であると判断いたしました。更に、当社としては、本完全子会社化取引及び上場廃止により、割当予定先と当社が一体となって、柔軟かつ機動的に経営戦略（上記に記載の①品質保証・品質管理体制の強化、②特定卸との関係強化を通じた販売・生産効率の向上）を推進することが、当社グループの事業継続及び中長期的な成長に最も資するとともに、当社の少数株主の皆様を更なるリスクにさらす事態を避けることにつながると考えられることから、最善の選択肢であるとの判断に至りました。また、割当予定先からは、本完全子会社化取引後は、中長期的な視野に立った当社の成長の実現に向けて、当社グループと JWP が協働して、上記に記載の①品質保証・品質管理体制の強化、②特定卸との関係強化を通じた販売・生産効率の向上に取り組む強い意向の表明を受けており、割当予定先は最善のスポンサー候補であるとの判断に至っております。

以上の観点から、当社は、当社の資金面及び事業面の双方の支援の観点から、割当予定先からのスポンサー支援に係る提案が当社の企業価値向上のためには最善の選択肢であり、かつ、当社の現状に鑑みると、当社の少数株主の皆様にとっても最善の選択肢であると考えております。

(2) 本第三者割当増資を選択した理由

当社は、本第三者割当増資の実施を決定するまでに、様々な資金調達のための手法について比較検討を行いました。その際、上記「(1) 本第三者割当増資に至る経緯」に記載のとおり、当社の財務体質の抜本的な改善のためには大規模な資金注入が必要不可欠であり、仮に大規模な資金注入が早期に実行されなければ、当社の足下の資金繰りは極めて困窮することを踏まえれば、当社が希望する時間軸での必要金額の調達が確実に見込まれることが最も重要な考慮要素と考えました。

この点、例えば、公募増資による普通株式の発行については、2022 年 11 月 14 日付「第 59 期第 2 四半期報告書」にて公表のとおり、当社の 2023 年 3 月期第 2 四半期連結財務諸表の注記において、

「継続企業の前提に関する注記」を記載しているとともに、当社は 35,626 百万円の債務超過に陥ることとなったことから、証券会社の引受けにより行われる公募増資の実施はそもそも困難と判断いたしました。また、ライツオファリング・株主割当についても、株価動向等を踏まえた割当株主の判断により、新株予約権が必ずしも全て行使されるとは限らず、また、株主割当に全て応じていただけるとも限らないため、最終的な資金調達金額が不確実であり、確実性をもって必要金額を調達する必要がある当社にとっては現時点における適切な選択肢ではないと判断いたしました。

これに対して、第三者割当増資は、必要金額の調達の確実性が最も高く、適切なスポンサーが選定できれば、当社にとって適切な選択肢になり得ると考え、上記「(1) 本第三者割当増資に至る経緯」に記載のとおり、J I S から出資の可能性が示されたことを受け、当社は、2022 年 5 月 13 日に、J I S との間で本基本合意書を締結いたしました。その後、本基本合意書の内容を踏まえつつ、当社と J I S との間で最適な出資規模・形態について協議を行う一方で、当社にとってより有利な条件での資金調達の可能性を求めて、スポンサー探索を行い、その他の複数のスポンサー候補との間でも出資等を通じた資金提供を含む支援の可能性についての検討を続けた結果、当社にとって最も望ましいと考えられる条件を提示したスポンサー候補である割当予定先との間で本第三者割当増資について協議を開始いたしました。その後、割当予定先からの提案内容を踏まえつつ、当社と割当予定先との間で最適な出資規模・形態について協議及び交渉を続けた結果、割当予定先に対する第三者割当の方法による本新株式の発行により、総額 200 億円の出資を受けることが、現時点で当社がとり得る最善の選択肢であるとの判断に至りました。

本第三者割当増資により割当予定先に対して本新株式が割り当てられた場合、割当予定先が有することとなる議決権数は 6,334,623 個であり、その場合の当社の総議決権数（2022 年 9 月 30 日現在の当社の総議決権数（703,847 個）に当該議決権数を加えた数である 7,038,470 個）に対する割合は 90.00% となり、割当予定先は、会社法第 206 条の 2 第 1 項に規定する特定引受人に該当いたします。この点に関して、本日開催の取締役会において、当社の取締役監査等委員 3 名（うち社外取締役監査等委員 2 名）は、当社の現在の財務状態と資金繰りを含めた今後の見通しを踏まえると、割当予定先に対する本第三者割当増資によって資本調達を行い、本完全子会社化取引を通じたスポンサー支援を受けることは、現在の当社の存亡にかかわる取引であると考えられ、本第三者割当増資における払込金額及び本株式併合に伴う端数処理を通じて当社の少数株主に支払われる金額は、本完全子会社化取引を通じたスポンサー支援を受けるために本対象債権者から相当額の債務免除等の合意を得る必要がある状況に照らし、株式会社赤坂国際会計（以下「赤坂国際会計」といいます。）から本特別委員会（下記「9. 企業行動規範上の手続に関する事項」で定義いたします。）を通じて提出を受けた 2022 年 11 月 14 日付「株式価値算定書」（以下「本株式価値算定書」といいます。）に記載されている当社普通株式の株式価値の算定結果及び本新株式の払込金額及び本株式併合に係る端数処理により当社の少数株主の皆様へ交付することが見込まれる金銭の額が、割当予定先を除く当社の株主にとって財務的見地から妥当である旨の 2022 年 11 月 14 日付意見書（フェアネス・オピニオン）（以下「本フェアネス・オピニオン」といいます。）に記載されている意見の内容を踏まえて当社取締役会において決定されていることから、相当であると認められ、これらの点に鑑みると、本完全子会社化取引を通じたスポンサー支援は、当社にとって必要かつ相当な取引であると認められ、また、会社法第 206 条の 2 第 1 項に規定する特定引受人に該当する割当予定先に対する本第三者割当増資には合理性が認められる旨の意見を表明しております。なお、取締役会の判断と異なる社外取締役の意見はありません。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	20,000,000,000 円
② 発行諸費用の概算額	235,200,000 円
③ 差引手取概算額	19,764,800,000 円

(注1)「発行諸費用の概算額」には、消費税等は含まれておりません。

(注2)「発行諸費用の概算額」の内訳は、主に株主総会開催関連費用、登記関連費用、ファイナンシャル・アドバイザー・フィー、株式価値算定費用の合計です。

(2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

具体的な使途	金額 (億円)	支出予定時期
① 運転資金	85 億円	2023 年 4 月～2025 年 3 月
② 設備投資資金	113 億円	2023 年 4 月～2025 年 3 月

(注) 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

当社は、上記「2. 第三者割当による新株発行の目的及び理由」の「(1) 本第三者割当増資に至る経緯」に記載のとおり、確かな品質の医薬品を安定的に供給する体制の構築と迅速な全製造予定品目の製造の再開に向けた品質保証・品質管理体制の強化や特定卸との関係強化を通じて需要に即した生産体制を構築することによる販売・生産効率の向上等、今後の再成長に向けた強固な収益体質の確立を早期に実現するために、本第三者割当増資により調達する資金を、以下のとおり、運転資金及び設備投資資金として充当することを予定しております。

① 運転資金

上記「2. 第三者割当による新株発行の目的及び理由」の「(1) 本第三者割当増資に至る経緯」に記載のとおり、2022 年 3 月期は、104,984 百万円の親会社の所有者に帰属する当期損失を計上した結果、親会社所有者帰属持分比率は 2021 年 3 月期の 30.6%から 2022 年 3 月期は 5.1%まで低下いたしました。その結果、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在するとして、2022 年 3 月期の当社の連結財務諸表及び財務諸表の注記において、「継続企業の前提に関する注記」を記載することとなりました。また、当社は、2023 年 3 月期第 2 四半期において、親会社の所有者に帰属する四半期損失 54,817 百万円を計上した結果、35,626 百万円の債務超過となりました。このように、当社の事業継続のためには、足下の資金繰り、キャッシュ・フローの正常化が課題となっていることから、対象債権者に要請することとなる債務免除に同意いただいた上でもなお必要となる、事業構造改革を完遂するまでの間に必要な運転資金に 85 億円を充当することを予定しております。主な内容は、後発医薬品の製造販売事業に関する原材料費、人件費、外注費を予定しております。なお、現時点では、内訳ごとの支出額及び支出時期の詳細については確定しておりません。資金使途及び支出時期が変更となった場合は、必要に応じてその内容を適時適切に開示いたします。

② 設備投資資金

富山第一工場の製造ラインの安全性強化、適正な生産体制の実現等に係る設備投資資金として 113 億円を充当することを予定しております。なお、現時点では、内訳ごとの支出額及び支出時期の詳細については確定しておりません。資金使途及び支出時期が変更となった場合は、必要に応じてその内容を適時適切に開示いたします。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本第三者割当増資により調達する資金については、財務体質の抜本的な改善に向けた事業構造改革資金及び富山第一工場の製造ラインの安全性等に係る投資資金として充当し（内訳については上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」の「(2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期」をご参照ください。）、収益性改善及びキャッシュ・フローの安定化並びに当社の中長期的な成長を目指してまいります。また、同時に自己資本を増強し、財務体質を強化することで、当社事業の安定的かつ長期的な成長を実現してまいります。

当社は、これにより、本第三者割当増資の実行は当社の企業価値向上に寄与するものと考えており、上記資金使途は当社にとって合理性があるものと判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、出資の方法及び内容に関しては、当社にとって最も有利な条件での資金調達の実現に向けて、上記「2. 第三者割当による新株発行の目的及び理由」の「(1) 本第三者割当増資に至る経緯」に記載のとおり、当社の経営環境、財務状況、資金需要、株価の状況等を踏まえて、各スポンサー候補との間で真摯な協議を行いました。その結果、本対象債権者に要請する金融支援の内容、当社に提供可能な資本金の金額の多寡、当社が希望する時間軸での資本金の提供及びその実現可能性、スポンサーとして参画した後に当社が再生を果たすための当社の経営・事業に関する考え方、事業構造改革を通じた中長期的な事業継続及び今後の企業価値の向上に向けた施策の内容・実現可能性等の観点から、当社にとって最も望ましいと考えられる条件として、スポンサー候補である割当予定先が提示した約31.57円を本新株式の払込金額として決定いたしました。

本新株式の払込金額は、本第三者割当増資に係る取締役会決議日（以下「本取締役会決議日」といいます。）の前営業日である2022年11月11日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の終値（以下「終値」といいます。）362円に対しては、91.28%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するディスカウントの数値（%）において同じとします。）のディスカウント、本取締役会決議日の直前1ヶ月間（2022年10月12日から2022年11月11日まで）の終値単純平均値である441円（小数点以下四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じとします。）に対しては92.84%のディスカウント、同直前3ヶ月間（2022年8月12日から2022年11月11日まで）の終値単純平均値である415円に対しては92.39%のディスカウント、同直前6ヶ月間（2022年5月12日から2022年11月11日まで）の終値単純平均値である389円に対しては91.88%のディスカウントとなります。

上記のとおり、本新株式の払込金額は、複数のスポンサー候補との間で真摯な協議を行い、当社にとって最も望ましいと考えられる条件を提示したスポンサー候補である割当予定先との間の真摯な協議・交渉を経た結果として、最終的に合意されたものであり、本事業再生ADR手続において本対象債権者に対して多額の将来期間損失等も踏まえた相当額の債務免除等を要請せざるを得ない状況であり、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」の「(2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期」に記載の200億円規模の資本金の調達が必要不可欠な当社の置かれた状況を踏まえれば、当社にとって現時点で最善の条件であると判断しております。

当該払込金額は、市場価格から乖離した価格となるため、本特別委員会は、本諮問事項（下記「9. 企業行動規範上の手続に関する事項」で定義いたします。）の検討を行うにあたり、第三者算定機関である赤坂国際会計に対して、当社普通株式の株式価値の算定並びに本新株式の払込金額及び本株式併合に係る端数処理により株主の皆様へ交付することが見込まれる金銭（以下「本株式併合交付見込金額」といいます。）についての当社の少数株主にとっての財務的な観点からの公正性についての意見表明を依頼いたしました。なお、第三者算定機関である赤坂国際会計は、当社及び割当予定先の関連当事者には該当せず、本第三者割当増資に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。なお、赤坂国際会計の報酬は、本第三者割当増資及び本完全子会社化取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本第三者割当増資及び本完全子会社化取引の成立を条件とする成功報酬は含まれておりません。

赤坂国際会計は、当社普通株式の株式価値の算定手法を検討した結果、①市場株価平均法、②類似会社比較法、③ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の各算定方法のうち、DCF法を採用して、当社普通株式の株式価値の算定を行い、本特別委員会は、赤坂国際会計から2022年11月14日付で、本株式価値算定書を取得しております。

また、本特別委員会は、赤坂国際会計から本フェアネス・オピニオンを取得しております。

本株式価値算定書によれば、各手法に基づいて算定された当社普通株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

DCF法：0円～41円

赤坂国際会計が当社普通株式の株式価値の算定に③DCF法を採用した理由は以下のとおりです。まず、①市場株価平均法については、本株式価値算定書作成時点において、当社の業績見通し等が公表されていないことや、既に公表された本事業再生ADR手続に関する楽観的なシナリオに基づく投機的な取引が価格形成に一定の影響を与えている可能性があること等から、本事業再生ADR手続が成立しなかった場合や本第三者割当増資及び本完全子会社化取引が実施されない場合に想定される、当社の事業継続に及ぼす重要な影響が市場株価に十分に反映されていない可能性が高いと考えられ、市場株価平均法を採用する前提となる適切な情報開示がなされていないことによる株価への影響が無視し得ないものであると考えられることから、当該算定手法を採用しないものと説明されております。

また、②類似会社比較法については、当該算定手法において一般的に使用される基準財務指標である利益・純資産・EBITDA等が、当社においては、直近でいずれもマイナスとなることが見込まれており、適切に類似会社比較法を採用することが困難であると考えられるため、当該算定手法を採用しないものと説明されております。

一方、当社普通株式の株式価値の算定に採用されている③DCF法については、事業の将来のキャッシュ・フロー（収益力）に基づく算定手法であり、事業継続を前提とした場合の価値算定を行う上で適切な手法の一つであると考えられており、本株式価値算定書においては、当社が赤坂国際会計に提供した事業計画等を検討し、算定基準日時点での当該事業計画を前提とした将来のキャッシュ・フローに基づき、DCF法による株式の価値を算定するものと説明されております。

DCF法では、当社が作成した2023年3月期から2027年3月期までの事業計画に基づく収益予測や投資計画等、合理的と考えられる前提を考慮した上で、当社が2023年3月期第2四半期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを基に、事業リスクに応じた一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値を評価しております。割引率は、加重平均資本コスト（WACC）である9.3%～11.5%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率を△1.0%～1.0%として算定し、当社普通株式の1株当たりの株式価値の範囲は、0円から41円と算定されています。

赤坂国際会計が、DCF法の算定の前提とした当社の財務予測の具体的な数値は以下のとおりです。

また、当該財務予測は、本対象債権者に対して要請することとなる債務免除、本第三者割当増資を含む本完全子会社化取引の実施を前提としたものではありません。

なお、赤坂国際会計が、DCF法の算定の前提とした当社の財務予測においては、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2023年3月期においては、富山第一工場の生産再開、メディパルとの「計画発注、計画生産」（注）を進捗させること等の生産・販売の改善効果に加えて、固定費削減、経費削減、プロダクトミックスの改善等のコスト削減施策を実施することにより、対前年度比で大幅な増益となることを見込んでおります。また、2024年3月期から2027年3月期の各期においては、メディパルとの「計画発注、計画生産」、固定費削減、経費削減、プロダクトミックスの改善等のコスト削減施策の更なる進捗により、対前年度比で大幅な増益となることを見込んでおります。

また、本件の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることが困難であるため、当該財務予測には加味されておられません。

(単位：百万円)

	2023年3月期 (9ヶ月)	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期	2027年3月期
売上高	141,878	135,379	118,998	119,140	119,431
営業利益	△7,481	△947	6,877	10,384	12,971
E B I T D A	△3,224	3,451	11,496	15,431	18,214
フリー・キャッシュ・フロー	△6,623	37,276	9,595	5,644	7,931

(注)「計画発注、計画生産」とは、メディパルグループの医療用医薬品等卸売事業会社が、当社に対して計画的な発注を行うことで、当社における生産スケジュールの適正化及び効率的な在庫管理につなげることを企図した施策をいいます。

なお、本株式価値算定書において採用されたDCF法に関し、本株式価値算定書では、当社の事業が計画期間終了後も継続することを前提とした場合の株式価値を算定しておりますが、金融機関からのバックアップが得られない等の要因により、計画期間中又は計画期間終了後に事業の継続が困難になる状況は想定されておらず、この点について、このような事業継続が困難となる状況を想定した場合には、本株式価値算定書におけるDCF法による算定結果よりも低い株式価値が算定される可能性があるとの見解が本株式価値算定書において示されています。

上記のとおり、当社が、本特別委員会を通じて第三者算定機関から取得した本株式価値算定書及び本フェアネス・オピニオンに照らしても、当社としては、本第三者割当増資における払込金額(約 31.57 円)は、妥当な金額であると判断しております。もっとも、かかる払込金額は、直近の当社の市場株価から大幅なディスカウントとなるものであるため、割当予定先に特に有利な金額に該当するものとして、本臨時株主総会において、特別決議による承認を受けることを、本第三者割当増資による普通株式の発行の条件といたしました。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資に伴い発行される本新株式数は 633,462,300 株(議決権数は 6,334,623 個)で、2022年9月30日現在の当社発行済株式総数 71,382,652 株に対する比率は 887.42%、2022年9月30日現在の当社議決権総数 703,847 個に対する比率は 900.00%であります。

このように本第三者割当増資により極めて大規模な希薄化が生じることが見込まれます。他方、上記のとおり、①当社には多額の資金調達必要性が認められるところ、本第三者割当増資の発行規模は、大規模ではあるものの、上記「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期」の「(2) 調達する資金の具体的な用途及び支出予定時期」に記載のとおり、あくまで当社として必要不可欠と考える規模の資金調達の実現のために必要な規模に設定されていること、②割当予定先に対する本第三者割当増資は、他の資金調達方法との比較においても、最も適切な資金調達手法と考えられること、③本新株式の払込金額についても、当社をとりまく厳しい財務状況並びに複数のスポンサー候補との間の支援の可能性についての協議及び割当予定先との協議・交渉の結果に鑑み、当社にとって現時点で最善の条件であり、本株式価値算定書で示された当社普通株式の株式価値の算定結果に照らしても公正性及び妥当性が認められると判断できることといった事情を踏まえれば、本第三者割当増資によって生じる大規模な希薄化を考慮してもなお、本第三者割当増資を実行することには合理性が認められると考えております。

また、下記「V. 当社完全子会社化のための株式併合」に記載のとおり、本第三者割当増資に関連する議案と併せて、発行可能株式総数の増加に係る定款の一部変更及び株式併合についても、当社が債務超過に陥ることとなった中において、本臨時株主総会へ付議するため株主の承認を得た上で適法に手続が遂行されること、更に、本株式併合に伴い、当社の少数株主の皆様に対しては最終

的に本第三者割当増資における本新株式の払込金額（約 31.57 円）に対して 14.02%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、払込金額に対するプレミアムの数値（%）において同じとします。）のプレミアムを付した額の金銭（36 円）が支払われ、かかる金額は、上記のとおり、大規模な資金注入が実現できない場合、当社の業績及び財務状態が悪化し、事業の継続が困難となる懸念があり、株価の下落等を通じて当社の少数株主の皆様を更なるリスクにさらすおそれがあるといった状況の下で、本対象債権者に対し相当額の債務免除を要請する中で、複数のスポンサー候補との間で真摯な協議を経て、当社にとって最も望ましいと考えられる条件を提示したスポンサー候補である割当予定先との間の複数回に亘る交渉により、最終的に合意されたものであることから、当社が当社の少数株主の皆様を提供できる最善の条件であると考えております。

なお、希薄化率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定は、当該第三者割当の目的、割当対象者の属性、発行可能株式総数の変更に係る手続の実施状況その他の条件を総合的に勘案し、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと東京証券取引所が認める場合を除き、上場廃止基準に該当するとされております（東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 601 条第 1 項第 15 号、有価証券上場規程施行規則第 601 条第 12 項第 6 号、上場管理等に関するガイドラインⅣ.10）。この点、当社としては、上記①乃至③の理由により、本第三者割当増資によって生じる大規模な希薄化を考慮してもなお、本第三者割当増資を実行することには合理性が認められると考えております。また、下記「Ⅲ. 発行可能株式総数の増加のための定款一部変更」及び「Ⅴ. 当社完全子会社化のための株式併合」に記載のとおり、本第三者割当増資に関連する議案と併せて、発行可能株式総数の増加に係る定款の一部変更及び株式併合についても、本臨時株主総会へ付議するため株主の承認を得た上で適法に手続が遂行されること、更に、「Ⅴ. 当社完全子会社化のための株式併合」の「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」に記載のとおり、株式併合に伴い、割当予定先以外の当社の少数株主の皆様に対しては最終的に本第三者割当増資における本新株式の払込金額（約 31.57 円）に対して 14.02%のプレミアムを付した額の金銭（36 円）が支払われ、かかる金額は、上記のとおり、大規模な資金注入が実現できない場合、当社の業績及び財務状態が悪化し、事業の継続が困難となる懸念があり、株価の下落等を通じて当社の少数株主の皆様を更なるリスクにさらすおそれがあるといった状況の下で、本対象債権者に対し相当額の債務免除を要請する中で、複数のスポンサー候補との間で真摯な協議を経て、当社にとって最も望ましいと考えられる条件を提示したスポンサー候補である割当予定先との間の複数回に亘る交渉により、最終的に合意されたものであることから、当社が当社の少数株主の皆様を提供できる最善の条件であり、本第三者割当増資は株主及び投資者の利益を侵害するおそれの少ない場合に該当し、上場廃止基準には該当しないものと考えております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

① 名 称	合同会社ジェイ・エス・ディー		
② 所在地	東京都新宿区下宮比町 1 番 4 号		
③ 代表者の役職・氏名	代表社員 一般社団法人ジェイ・エイチ・エイチ 職務執行者 神永 信吾		
④ 事業内容	有価証券の保有、管理及び売買		
⑤ 資本金	30 万円		
⑥ 設立年月日	2022 年 5 月 12 日		
⑦ 主たる持分保有者及びその持分比率	一般社団法人ジェイ・エイチ・エイチ		100.00%
⑧ 当事者間の関係	資 本 関 係	該当事項はありません。	
	人 的 関 係	該当事項はありません。	
	取 引 関 係	該当事項はありません。	

	関連当事者への 該 当 状 況	該当事項はありません。
--	--------------------	-------------

(注1) 本第三者割当増資の実行前に、合同会社ジェイ・エス・アイ（以下「ジェイ・エス・アイ」といいます。）及びメディパルが、割当予定先に対し、ジェイ・エス・アイにつき80%、メディパルにつき20%の出資割合で、匿名組合出資を行うことを予定しているとのことです。

ジェイ・エス・アイは、JWPが管理・運営する、割当予定先への匿名組合出資を主たる目的として設立された合同会社であり、JWPが管理・運営する投資ファンド（以下「JWPファンド」といいます。）が出資者とのことです。下記「(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容」に記載のとおり、JWPファンドの主な出資者は日本国内の金融機関、年金基金、ファンド・オブ・ファンズ及び事業会社であり、JWPファンドの組合員はキャピタルコールを受けた場合には出資を行うことが義務づけられているとのことです。

メディパルは、上記「2. 第三者割当による新株発行の目的及び理由」の「(1) 本第三者割当増資に至る経緯」に記載のとおり、割当予定先において、当社が再生を果たすためにはメディパルとの更なる連携が重要であるとの考えに至ったことを踏まえ、JWPからの打診を受けて、本第三者割当増資の実行前に、割当予定先に対して上記の匿名組合出資を行うことを予定しているとのことです。

(注2) 当社は、割当予定先、JWP、ジェイ・エス・アイ及びジェイ・エス・アイに対して持分出資を予定しているJWPファンド、並びにそれら及び子会社の役員（以下「割当予定先関係者」といいます。）について、暴力団等の反社会的勢力であるか否か、及び反社会的勢力と何らかの関係の有しているか否かについて、第三者調査機関である株式会社JPリサーチ&コンサルティング（代表取締役：古野啓介、住所：東京都港区虎ノ門3丁目7番12号虎ノ門アネックス6階）に調査を依頼し、同社より調査報告書を受領いたしました。当該調査報告書において、割当予定先関係者が反社会的勢力である、又は割当予定先関係者が反社会的勢力と何らかの関係の有している旨の報告はありませんでした。更に、当社は、本日付で割当予定先と締結するスポンサー契約（以下「本スポンサー契約」といいます。）において、割当予定先から、反社会的勢力ではなく、又は反社会的勢力と何らかの関係の有していない旨の表明保証を受けております。以上により、当社は、割当予定先関係者が反社会的勢力ではなく、反社会的勢力とは一切関係がないと判断しており、割当を受ける者と反社会的勢力との関係がないことを示す確認書（第三者割当）を東京証券取引所に提出しております。なお、割当予定先関係者以外のJWPファンドの出資者に関しては、JWPに対するヒアリングによって必要かつ可能な確認を実施し、割当予定先関係者以外のJWPファンドの出資者が反社会的勢力ではなく、反社会的勢力とは一切関係がないと判断しております。

また、メディパルに関しては、メディパルは、東京証券取引所プライム市場に上場していることから、当社は、メディパルが東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンス報告書（最終更新日：2022年8月18日）に記載している「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」において、「当社は、経営方針の一つに「株主価値を高める経営とコンプライアンスの徹底」を定め、反社会的勢力からの利益の要求等を断固として拒絶し、妥協しない毅然とした態度を貫きます。」との記載内容を東京証券取引所のホームページにて確認したことにより、メディパル及びその役員が反社会的勢力と一切の関係を有していないものと判断しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

割当予定先を選定した理由については、上記「2. 第三者割当による新株発行の目的及び理由」をご参照ください。

なお、当社と割当予定先の間では、当社に対する出資を含むスポンサー支援に関する事項について、以下の内容を含む本スポンサー契約を締結しております。

① 当社の主な遵守事項

- (ア) 本事業再生ADR手続において本事業再生計画案が本対象債権者全員の同意を得て成立するよう最大限努力をすること
- (イ) 本臨時株主総会を開催し、本臨時株主総会付議議案が承認されるよう最大限努力すること

② 割当予定先の主な遵守事項

- (ア) 本事業再生ADR手続の遂行、本事業再生計画案の成立及び本事業再生計画案の履行のために、当社及び本事業再生ADR手続の手続実施者に最大限協力すること
- (イ) 本第三者割当増資に係る払込日から3年間、当社の書面による事前の承諾なく、その保有する当社の株式等について、第三者に譲渡等を行ってはならないこと

(3) 割当予定先の保有方針

当社は、割当予定先から、本第三者割当増資後は、中長期的な視野に立った当社の成長の実現に向けて、当社グループとJWPが協働して取り組む強い意向の表明を受けており、現時点においては、本第三者割当増資により割り当てる本新株式について、中長期的に保有する方針である旨の説明を受けております。

なお、当社は割当予定先が払込日から2年間において、本第三者割当増資により取得した本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等の内容を直ちに書面にて当社へ報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、割当予定先から払込日までに確約書を取得する予定です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先からは、割当予定先の出資者に対して資金の拠出を行うことを依頼することにより、払込日までに払込みに要する資金の準備が完了できる旨の報告を得ております。更に、ジェイ・エス・アイに対して持分出資を予定しているJWPファンド及びジェイ・エス・アイから取得した出資に関するコミットメントレターの確認、JWPに対するヒアリング及びJWPファンドの取引銀行の発行に係る2022年11月10日付残高証明書により、JWPファンドの出資者である有限責任組合員は、JWPファンドの投資事業有限責任組合契約において、それぞれ一定額を上限額としてJWPファンドに金銭出資を行うことを約束しており（以下、当該金額を「出資約束金額」といいます。）、JWPファンドの無限責任組合員であるJWPから金銭出資の履行を求める通知（以下「キャピタルコール」といいます。）を受けた場合には、各有限責任組合員は、無限責任組合員が指定した日までに、各自の出資約束金額から既にその有限責任組合員が出資した金額を控除した額（以下「出資未履行金額」といいます。）の範囲内で金銭出資する義務を負っており、また、一部の有限責任組合員が出資義務を履行しない場合であっても、無限責任組合員であるJWPは、当該履行されなかった金額について他の有限責任組合員に対してそれぞれの出資未履行金額の割合に応じて追加出資することを求めることができることから、本第三者割当増資の公表後に、その出資者に対してJWPがキャピタルコールし、金銭出資を請求することにより確保可能な金額とJWPファンドが保有する預金の残高の合計額が、払込みに要する資金を上回っていること、並びに、JWPファンドの出資者は日本国内の金融機関、年金基金、ファンド・オブ・ファンズ及び事業会社であることを確認しております。また、割当予定先に対して出資することを予定しているメディパルの財務諸表を確認する等し、払込日までに割当予定株式を引き受けるのに十分な資金を確保できるものと判断しております。

7. 当社の大株主及び持株比率

本第三者割当増資前 (2022年9月30日現在)		本第三者割当増資後	
株式会社メディopalホールディングス	9.89%	合同会社ジェイ・エス・ディー	89.99%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	7.87%	株式会社メディopalホールディングス	0.99%
株式会社TAMURA	6.52%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	0.79%
株式会社北陸銀行	4.02%	株式会社TAMURA	0.65%
株式会社拓	3.01%	株式会社北陸銀行	0.40%
田村 友一	2.54%	株式会社拓	0.30%
日医工従業員持株会	1.75%	田村 友一	0.25%
日本証券金融株式会社	1.39%	日医工従業員持株会	0.18%
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS MILMFE	1.27%	日本証券金融株式会社	0.14%
日医工取引先持株会	1.11%	BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS MILMFE	0.13%

- (注1) 本第三者割当増資前の大株主の持株比率は、2022年9月30日現在の発行済株式総数 (71,382,652株) から、2022年9月30日現在の当社が保有する自己株式数 (916,293株) を控除した株式数 (70,466,359株) を基準として算出した数値です。なお、持株比率は、小数点以下第三位を四捨五入して計算しております。以下同じとします。
- (注2) 本第三者割当増資後の大株主の持株比率は、2022年9月30日現在の発行済株式総数 (71,382,652株) に、本第三者割当増資により新たに発行される普通株式数 (633,462,300株) を加算し、2022年9月30日現在の当社が保有する自己株式数 (916,293株) を控除した株式数 (703,928,659株) を基準として算出した数値です。

8. 今後の見通し

本第三者割当増資によって調達する資金は、当社の財務体質の抜本的な改善に向けた事業構造改革資金及び富山第一工場の製造ラインの安全性等に係る投資資金に充当する予定ですが、当社の業績に与える具体的な影響については精査中です。今後、業績への具体的な影響額が明らかになった場合には速やかに開示いたします。

9. 企業行動規範上の手続に関する事項

本第三者割当増資に伴い発行される本新株式 633,462,300株 (議決権数 6,334,623個) は、2022年9月30日現在の当社の発行済株式総数 71,382,652株 (2022年9月30日現在の総議決権数 703,847個) の 887.42% (議決権における割合 900.00%) に相当いたします。このように、本第三者割当増資に伴う希薄化率は 25%以上になり、また、支配株主の異動を伴うことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続が必要となります。そこで、当社は、本臨時株主総会において、特別決議をもって本第三者割当増資について当社の少数株主の皆様の意思確認手続を行う予定です。

更に、本第三者割当増資は、大規模な希薄化と支配株主の異動を伴うのみならず、その後に割当予定先による当社の完全子会社化及び当社普通株式の上場廃止が予定されていることから、当社の少数

株主の皆様へ与える影響の大きさを踏まえて、当社の意思決定の過程の公正性、透明性及び客観性を確保すべく、割当予定先及び当社の経営者から一定程度独立した者として、東京証券取引所に独立役員として届け出ている当社社外取締役である今村元氏（弁護士）及び当社社外取締役（監査等委員）である堀仁志氏（公認会計士）、並びに本件に類似する構造的な利益相反関係のある取引に特別委員会の委員として関与した豊富な経験を有する社外有識者として若槻哲太郎氏（弁護士、村田・若槻法律事務所）の3名で構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）を設置し、本第三者割当増資の必要性及び相応性（以下「本諮問事項①」といいます。）、並びに、本第三者割当増資及び本完全子会社化取引が当社の少数株主にとって不利益ではないかに関する意見（以下「本諮問事項②」といいます。）、本諮問事項①と併せて「本諮問事項」といいます。）を諮問し、以下の内容の答申書を2022年11月14日付で、取得しております。

（本特別委員会の答申書の概要）

① 答申内容

- （i）当社取締役会が、割当予定先への本第三者割当増資をすることには必要性及び相当性が認められる。
- （ii）本第三者割当増資及びその後のスクイーズ・アウトによる非公開化取引は、当社の少数株主にとって不利益なものでない。

② 答申理由

【本諮問事項①】

（i）総論

本諮問事項①に対する答申を行うにあたっては、当社が本第三者割当増資を行うことにつき、①資金調達必要性、②手段の相当性、③発行条件の相当性、④手続の公正性（本第三者割当増資のために講じられた公正性担保措置の内容を含む）の各観点から検討を行った。

（ii）資金調達の必要性

以下の諸点を考慮すれば、当社においては、早期の資本性の資金調達が必要不可欠であると考えられ、本第三者割当増資による資金調達の必要性が認められる。

（ア）当社事業の悪化

- ・ 近年、ジェネリック医薬品の市場は、政府によるジェネリック医薬品の使用推進政策のために拡大してきており、2020年まではCAGR（年平均成長率）6.5%で成長してきている。しかしながら、数量ベースでは、既に政府目標の80%を達成していることから、今後のジェネリック医薬品への置換余地は少なく、飽和状態にあると評価される状況である。更に、当社の製造販売する医薬品については、不採算品・低採算品の撤退にも当局の許認可が必要となるという構造的な問題がある。そのため、2020年以降の急激な薬価改定（価格引下げ）に伴い、当社の強みであった少量多品種・安定供給を旗印にした製品ポートフォリオにおいて、多くの不採算品が生じるに至っており、かつ、これらからの撤退も容易な状況ではない。
- ・ また、当社は、2021年3月には、富山県より、富山第一工場における医薬品製造業の業務停止を受け、本社についても医薬品製造販売業の業務停止処分を受けた。加えて、2020年12月に小林化工における生産・出荷停止の影響により、エルメッドが同社に製造委託していた製品の販売が中止となった。以上の結果、富山第一工場及び小林化工における品質問題に起因して当社の売上高が減少している。
- ・ 2020年以降の急激な薬価改定が行われたため、これに伴う少量多品種・安定供給を旗印にした当社の製品ポートフォリオでは、不採算化・低採算化が生じ、

多くの不採算品が生じている状況となっている。

- ・ S a g e n t P h a r m a c e u t i c a l s , I n c . (以下「S a g e n t」といいます。)の既存事業(注射剤)は、パイプラインへの投資不足、市場競争激化により低迷した。また、S a g e n tにおいては、バイオシミラーの開発・上市(販売認可)遅延、オーファンドラッグの開発中断も生じた。バイオシミラー、オーファンドラッグの開発中断により、S a g e n tグループの事業価値は大幅に毀損し、多額の投資損失が発生している。

(イ) 本事業再生ADR手続の申立て

- ・ 当社は、今後、本事業再生ADR手続において、事業再生計画に対する本対象債権者からの同意を受ける必要があるが、当社の現状に照らし、事業再生計画の内容は取引金融機関から一定の債務免除を受ける内容とする必要があり、このような事業再生計画について本対象債権者の賛同を得るためには、スポンサーから出資性の新規資金の提供を受けることで、金融支援(債務免除)を受けられる額を最小限にすることが求められる。

(iii) 手段の相当性

(ア) 総括

以下の諸点を考慮すれば、当社が選定した割当予定先に対して本第三者割当増資を行うことは、手段として相当なものと思料する。

(イ) 他の現実的な資金調達方法の不存在

以下の諸点を考慮すれば、一定額を確実に調達することが見込める第三者割当てによる資本性の資金調達が、最も合理的な手段と思われ、本第三者割当増資において、普通株式の発行という手法を採用することには相当性がある。

- ・ 新規に株主を募る公募増資の方法については、当社が多額の当期純損失を計上するとともに、フリー・キャッシュ・フローも多額の赤字であり、有価証券報告書の「注記事項」に「継続企業の前提に関する事項」を記載するに至っていることからすれば、公募増資の方法による資金調達は困難と考えざるを得ない。
- ・ 次に、株主割当の方法が考えられるが、調達額に不確実性を伴うため、当社の資金調達の必要性に照らし、適切ではない。
- ・ また、理論的には、社債発行や借入れなどの負債性の資金調達手法が考えられるが、本事業再生ADR手続を申し立てている状況にある当社において、本事業再生ADR手続を成立させるための必要資金を負債性の資金調達によって得る可能性はなく、現在直面している状況の解決策にもならない。

(ウ) スポンサー選定手続の相当性

以下の諸点を考慮すれば、スポンサーの選定手続には相当性が認められる。

- ・ 当社は、2022年5月13日、J I Sとの間で本基本合意書を締結した上で、本事業再生ADR手続での協議を開始している。本基本合意書では、当社がJ I S以外の第三者との間で出資受け入れに関する申入れ、交渉、協議等を行うことは妨げられないものとされ、当社は、広くスポンサー候補を募る機会を確保した。
- ・ その上で、当社は、最善のスポンサーを選定するべく、事業会社及び金融投資家を含む約40社にアプローチし、最終的に割当予定先を含む数社のスポンサー候補から最終的な意向表明を受領するに至った。その上で、当社は、最終的に割当予定先をスポンサーに決定した。

(iv) 発行条件の相当性

(ア) 総括

以下の諸点を考慮すれば、本新株式の払込金額には相当性が認められる。

(イ) 第三者算定機関による算定

- ・ 本特別委員会は、かかる払込金額の相当性を検証するため、独立した第三者算定機関である赤坂国際会計を選定し、当社株価の算定を依頼した。本特別委員会は、赤坂国際会計が当社普通株式を評価する前提とする当社の事業計画につき、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーから説明を受け、不合理と認められる点が存在しないことを確認した。かかる事業計画を踏まえた赤坂国際会計による株価算定の結果は、DCF法の採用による以下の価額であった。

DCF法： 0円～41円

- ・ この点、株式価値算定の主たる方法としては、DCF法の他に、市場株価平均法及び類似会社比較法が存在するところ、これらは上記「5. 発行条件等の合理性」の「(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容」に記載の理由で採用されていないとのことであり、本特別委員会としても合理的であると思料する。

(ウ) 市場価格との関係

- ・ 本新株式の払込金額は、普通株式1株当たり約31.57円とすることが予定されているが、これは、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日である2022年11月11日の東京証券取引所における当社普通株式の終値362円に対して91.28%のディスカウント（小数点以下第三位を四捨五入）、同直前1ヶ月間（2022年10月12日から同年11月11日まで）の終値単純平均値である441円（円未満四捨五入）に対して92.84%のディスカウント、同直前3ヶ月間（2022年8月12日から同年11月11日まで）の終値単純平均値である415円（円未満四捨五入）に対して92.39%のディスカウント、同直前6ヶ月間（2022年5月12日から同年11月11日まで）の終値単純平均値である389円（円未満四捨五入）に対して91.88%のディスカウントとなる価格となっている。
- ・ しかし、本新株式の払込金額は、赤坂国際会計がDCF法によって算定した当社の株式価格（0円～41円）の範囲内の価格である上、その中央値よりも高い金額である。
- ・ また、当社の株式市場の株価は、当社の企業価値が適切に反映されているとは評価し得ない状況にある。更に、2023年3月期第2四半期において、当社が債務超過の状態であることからすると、理論値としては当社の株式価格は0円となるものである。
- ・ 以上からすれば、本新株式の払込金額が市場における当社の株価よりディスカウントされた価額であることは、本新株式の払込金額の相当性を否定するものではないと思料する。

(エ) フェアネス・オピニオン

- ・ 本特別委員会が当社の株価算定を依頼した赤坂国際会計からは、本新株式の払込金額の相当性につき、「本意見表明日現在において、本第三者割当増資の払込予定金額である約31.57円は、割当予定先を除く当社株主にとって、財務的見地から妥当である」とのフェアネス・オピニオンが述べられている。

(v) 手続の公正性

(ア) 総括

以下の諸点を考慮すれば、本第三者割当増資に係る手続の公正性は確保されていると思料する。

(イ) 特別委員会の設置

- ・ 当社は、本第三者割当増資の公正性を担保するため、本第三者割当増資の交渉

の初期の段階より、本特別委員会を設置している。すなわち、当社は、2022年10月12日に、利害関係者を除外した当社の取締役会において割当予定先を選定した上、これと同日に、本特別委員会を設置している。本特別委員会の構成員は以下のとおりであり、社外有識者乃至当社の独立社外取締役である弁護士2名、公認会計士・税理士1名の合計3名から構成されている。本特別委員会の構成員は、割当予定先との利害関係は有していない。

(ウ) 独立した第三者算定機関による当社普通株式の評価

- ・ 本特別委員会は、独立した第三者算定機関として赤坂国際会計を選任し、同算定機関による当社普通株式の評価に基づき本第三者割当増資の検討を行っている。当該第三者算定機関の選任にあたり、割当予定先から紹介を受けた等の事情はなく、その独立性に疑義が生じるような事情は認められない。

(エ) リーガル・アドバイザーからの助言

- ・ 当社は、リーガル・アドバイザーとして、本件類似取引や事業再生につき豊富な経験と高い専門性を有する森・濱田松本法律事務所を選任し、本件全般について助言を受けつつ本第三者割当増資を進めている。当該リーガル・アドバイザーの選任にあたり、割当予定先から紹介を受けた等の事情はなく、その公正性に疑義が生じるような事情は認められない。

(オ) ファイナンシャル・アドバイザーからの助言

- ・ 当社は、ファイナンシャル・アドバイザーとして、本件類似取引や事業再生につき豊富な経験と高い専門性を有するデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーを選任し、当社の財務状況や事業再生計画、スポンサー選定等について助言を受けつつ本第三者割当増資を検討している。当該ファイナンシャル・アドバイザーの選任にあたり、割当予定先から紹介を受けた等の事情はなく、その公正性に疑義が生じるような事情は認められない。

(カ) 利害関係者の除外等

- ・ 当社は、本第三者割当増資の意思決定手続において、当社代表取締役社長の田村友一氏は利害関係者として除外している。また、2022年5月13日の事業再生ADR手続の申込以降、当社は、上記のリーガル・アドバイザーやファイナンシャル・アドバイザーから助言を得ながら、ファイナンシャル・アドバイザーを通じた割当予定先を含む各スポンサー候補との度重なるやりとりを行い、そして割当予定先と本第三者割当増資の検討や交渉を行っている。
- ・ かかる過程において、利害関係者の関与はなく、また、割当予定先又はその関係者が、当社役員又は従業員に対して何らかの働きかけや影響力を行使したといった事実も特に認められない。

(キ) 取締役会における全員承認

- ・ 当社は、本第三者割当増資の決定を、利害関係者を除く当社の取締役会にて決議することである。また、同取締役会で議論を尽くすことが前提であるが、今現在のところ、監査等委員である取締役を含む全取締役が上記議案に賛成の意を示しているとのことである（但し、当社代表取締役田村友一氏を除く）。

【本諮問事項②】

(i) 総論

本諮問事項②に対する答申を行うにあたっては、本諮問事項①で検討を行った観点に加え、①本第三者割当増資による増資後の少数株主を排除した上で当社を非公開化すること（以下「非公開化」といいます。）の相当性、②本株式併合交付見込金額の相当性といった観点から検討を行うことが相当と思料する。

(ii) 非公開化の相当性

(ア) 総括

本完全子会社化取引による非公開化には相当性が認められる。

(イ) 少数株主の地位が維持される現実的可能性及び地位が維持される意義

- ・ 当社は、事業再生ADR手続を成立させる必要があり、これを成立させるためには割当予定先による支援が不可欠という状況にあるところ、一般に、スポンサーが事業再生に陥った会社を再生していくにあたり、少数株主の目を気にすることなく抜本的かつ機動的な改革を実行することは困難である。事業再生ADR手続が成立しない場合には、会社として立ち行かなくな破綻することが想定され、少数株主としては、何らの金銭補償を得られることもなく、株式を失うことになる。
- ・ また、仮に本第三者割当増資のみがなされ、スクイーズ・アウトが行われない場面を想定しても、当社の事業再生手続は中長期的な目線で進めていく必要があり、当面の間、当社の業績が低下ないし横ばいとなり、成果が出るまでに一定の期間を要する可能性がある上に、逆に多額の損失が計上されるリスクも存する。
- ・ 本第三者割当増資が成立することにより割当予定先が当社の議決権の大多数を保有することになるから、少数株主が当社の営業に対して影響を及ぼす機会も極めて限定的となる上、本第三者割当増資によって当社は上場廃止見込みとなるから、少数株主が投資回収を行う機会も著しく限定される。

(ウ) 投下資本回収の機会の付与と手続の保障

- ・ スクイーズ・アウトが実施されることになれば、これを通じて、かかる状況の少数株主に投資回収の機会を与えることになる。また、少数株主が本株式併合交付見込金額に不服がある場合には、会社法上の株式買取請求権等の法律上の手続保障も存する。

(iii) 株式併合価格の相当性

(ア) 総括

以下の諸点を考慮すれば、本株式併合交付見込金額には相当性が認められるものと思料する。

(イ) 第三者算定機関評価額との関係

- ・ 本件では、株式併合によるスクイーズ・アウトによって少数株主に交付する金額は、1株当たり36円とすることが予定されている。当該価格は、上記の独立した第三者算定機関である赤坂国際会計が算出した当社株価である0円～41円の範囲内であり、その中央値よりも高い上、本新株式の払込金額である1株約31.57円より約4.43円高く、本新株式の払込金額に14.02%のプレミアムが付された価格である。

(ウ) 株式併合価格決定の経緯

- ・ 本株式併合交付見込金額は、割当予定先との交渉により、当初のスポンサー提示額よりも高い価格で決定されている。

(エ) 市場価格との関係

- ・ 本株式併合交付見込金額36円は、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日である2022年11月11日の東京証券取引所における当社普通株式の終値362円に対して90.06%のディスカウント、同直前1ヶ月間(2022年10月12日から同年11月11日まで)の終値単純平均値である441円(円未満四捨五入)に対して91.84%のディスカウント、同直前3ヶ月間(2022年8月12日から同年11月11日まで)の終値単純平均値である415円(円未満四捨五入)に対して91.33%のディスカウント、同直前6ヶ月間(2022年5月12日から

同年11月11日まで)の終値単純平均値である389円(円未満四捨)に対して90.75%のディスカウントとなる価格である。しかし、これが本株式併合交付見込金額の相当性を否定する要素とならないことは、本諮問事項①における答申の理由において説明したとおりである。

- また、当社の少数株主が株式併合による対価の支払いを受けるためには、割当予定先から払込みがなされる必要があるところ、割当予定先による支援は、取引金融機関から債務免除の同意を得ることが前提となる。そして、取引金融機関の立場としては、2023年3月期第2四半期において、債務超過の状態にあるために金融支援(債務放棄)を求められる局面において、株主に支払う対価は備忘価格であるということになる。
- よって、この意味でも、本株式併合交付見込金額が市場における当社の株価よりディスカウントされたものであることをもって相当性が否定されることにはならないと思料する。

(オ) フェアネス・オピニオン

- 本特別委員会が当社の株価算定を依頼した赤坂国際会計からは、本株式併合交付見込金額につき、「本意見表明日現在において、本株式併合交付見込金額である36円は、割当予定先を除く当社株主にとって、財務的見地から妥当である」とのフェアネス・オピニオンが述べられている。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結)

	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
売上収益	190,076百万円	188,218百万円	179,060百万円
営業利益	2,873百万円	107百万円	△110,051百万円
税引前利益	7,396百万円	1,068百万円	△107,842百万円
当期利益	4,917百万円	△4,273百万円	△105,652百万円
親会社の所有者に帰属する当期利益	5,133百万円	△4,179百万円	△104,984百万円
親会社の所有者に帰属する当期包括利益	1,664百万円	△2,504百万円	△101,737百万円
基本的1株当たり当期利益	80.42円	△65.28円	△1,554.37円
1株当たり配当金	30.00円	25.00円	0円
1株当たり親会社所有者帰属持分	1,811.50円	1,733.58円	190.17円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(2022年9月30日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	71,382,652株	100%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	105,136株	0.1%
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
始 値	1,489 円	1,400 円	1,000 円
高 値	1,548 円	1,488 円	1,007 円
安 値	889 円	899 円	663 円
終 値	1,427 円	995 円	776 円

② 最近6か月間の状況

	2021年 6月	2022年 7月	2022年 8月	2022年 9月	2022年 10月	2022年 11月
始 値	337 円	357 円	361 円	343 円	434 円	465 円
高 値	385 円	387 円	368 円	580 円	512 円	468 円
安 値	333 円	346 円	329 円	332 円	414 円	282 円
終 値	353 円	360 円	346 円	436 円	466 円	362 円

(注) 2022年11月の株価については、2022年11月11日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2022年11月11日
始 値	362 円
高 値	362 円
安 値	362 円
終 値	362 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当増資

払 込 期 日	2021年9月2日
調 達 資 金 の 額	5,191,020,000 円 (差引手取概算額)
発 行 価 額	1株につき841円
募集時における 発行済株式数	65,162,652株
当該募集による 発行株式数	6,220,000株
募集後における 発行済株式総数	71,382,652株
割 当 先	株式会社メディパルホールディングス
発行時における 当初の資金使途	①当社グループの品質管理体制を強化し、当社工場における生産性を向上させることを目的とした品質管理関連設備及び生産性向上に向けた製造設備投資のための資金 2,200百万円 ②2021年2月に譲り受けた岐阜工場における品質管理関連設備及び生産性向上に向けた製造設備投資のための資金 2,991百万円
発行時における 支出予定時期	①2021年9月～2022年4月 ②2021年9月～2023年3月
現時点における 充 当 状 況	①当初の予定どおりに充当済み ②当初の資金使途に基づき充当中

Ⅲ. 発行可能株式総数の増加のための定款一部変更

1. 変更の目的

本第三者割当増資による本新株式の発行を可能とするため、現行定款第7条（発行可能株式総数）について、発行可能株式総数を現行の93,500,000株から750,000,000株に変更いたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりです。

なお、会社法第113条第3項によれば、当社のような公開会社が定款を変更して発行可能株式総数を増加する場合、当該定款の変更後の発行可能株式総数は、当該定款の変更が効力を生じた時における発行済株式の総数の4倍を超えることができないとされているところ、2022年9月30日現在の当社の発行済株式総数（71,382,652株）を前提とすれば、一度の定款変更で、本第三者割当増資による本新株式の全部を発行するために必要な発行可能株式総数の増加を行うことはできません。そのため、下記のとおり、発行可能株式総数を増加するための定款変更を二度に分けて実施いたします。具体的には、まず、2022年9月30日現在の当社の発行済株式総数（71,382,652株）の4倍を超えない範囲での定款変更（1）を行い、次に、本第三者割当増資①に係る本新株式126,692,460株が発行されることを条件として、発行可能株式総数を750,000,000株とする旨の定款変更（2）を行います。本第三者割当増資②に係る本新株式506,769,840株の発行は、定款変更（2）の効力発生を条件として行われ、本第三者割当増資①に係る本新株式126,692,460株の発行、定款変更（2）の効力発生及び本第三者割当増資②に係る本新株式506,769,840株の発行は、全て同日に行われます。

（1）定款変更（1）の内容

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
（発行可能株式総数） 第7条 当社の発行可能株式総数は、 <u>93,500,000</u> 株とする。	（発行可能株式総数） 第7条 当社の発行可能株式総数は、 <u>200,000,000</u> 株とする。

（2）定款変更（2）の内容

（下線は変更部分を示します。）

定款変更（1）による変更後の定款	追加変更案
（発行可能株式総数） 第7条 当社の発行可能株式総数は、 <u>200,000,000</u> 株とする。	（発行可能株式総数） 第7条 当社の発行可能株式総数は、 <u>750,000,000</u> 株とする。

3. 日程

2023年3月頃に本第三者割当増資①に係る本新株式126,692,460株が発行された場合の定款変更の日程（予定）は以下のとおりです。定款変更（1）の効力は、2023年2月に開催予定の本臨時株主総会にて承認可決されることを条件に同日付で発生いたしますが、定款変更（2）の効力発生日については、上記「2. 変更の内容」に記載のとおり、本第三者割当増資①に係る本新株式126,692,460株が発行される時期により異なります。なお、本第三者割当増資①及び本第三者割当増資②は同時に実行されることが予定されており、一方のみが実行されることは想定されておりません。

本臨時株主総会開催日	2023年2月（予定）
定款変更（1）の効力発生日	2023年2月（予定）
定款変更（2）の効力発生日	2023年3月頃（予定）

IV. 親会社及び主要株主である筆頭株主の異動

1. 異動が生じる経緯

本第三者割当増資が行われた場合、割当予定先は、当社の議決権の 90.00%を保有することになるため、新たに当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することになります。

2. 異動する株主の概要

割当予定先の概要は、上記「II. 本第三者割当増資による新株発行」の「6. 割当予定先の選定理由等」の「(1) 割当予定先の概要」に記載のとおりです。

3. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

	属性	議決権の数（議決権所有割合、所有株式数）			大株主 順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前 (2022年9月 30日現在)	—	—	—	—	—
異動後	親会社 及び主要株主 である筆頭株主	6,334,623 個 (90.00%、 633,462,300 株)	—	6,334,623 個 (90.00%、 633,462,300 株)	第1位

(注1) 異動前の議決権所有割合は、2022年9月30日現在の総株主の議決権の数703,847個を基準に算出しております。なお、議決権所有割合は、小数点以下第三位を四捨五入して計算しております。以下同じとします。

(注2) 異動後の議決権所有割合は、本第三者割当増資により増加する議決権の数6,334,623個を加算した総株主の議決権の数7,038,470個を基準に算出しております。

4. 異動予定日

普通株式の発行日（2023年3月1日（水）から2023年3月31日（金）までのいずれかの日）

5. 今後の見通し

上記「II. 本第三者割当増資による新株発行」の「6. 割当予定先の選定理由等」の「(3) 割当予定先の保有方針」に記載のとおりです。

V. 当社完全子会社化のための株式併合

1. 株式併合の目的及び理由

上記「II. 第三者割当による新株式発行」の「2. 第三者割当による新株式発行の目的及び理由」に記載のとおり、本第三者割当増資を行うとともに、本完全子会社化取引を実施することが最善の選択肢であるとの判断に至りました。

そこで、当社は、上記のとおり、本日開催の取締役会において本第三者割当増資を決議し、本臨時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを前提に、本第三者割当増資に係る本新株式が全て発行されることを条件に、当社の株主を割当予定先のみとするために、本株式併合を実施することといたしました。

本株式併合により、割当予定先以外の当社の少数株主の皆様の保有する当社普通株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

2. 株式併合の要旨

(1) 株式併合の日程

上記「I. 手続及び日程の概要」に記載のとおり、本第三者割当増資は、金融商品取引法に基づく届出の効力発生、2022年12月下旬以降に開催予定の本事業再生ADR手続の事業再生計画案の決議のための債権者会議（第3回債権者会議）において、本事業再生計画案が本対象債権者の合意により成立すること、2023年2月に開催予定の本臨時株主総会における本臨時株主総会付議議案の承認（また、本第三者割当増資のうち本第三者割当増資②については、上記に加えて、本第三者割当増資関連議案における定款の一部変更の効力発生）、及び本第三者割当増資の実行について必要とされる各国の競争当局の企業結合に関する届出許可等、各国の関係当局の許認可等が得られること等を条件としています。なお、本臨時株主総会による決議は、会社法第206条の2第4項の定める株主総会決議による承認を兼ねるものであります。

また、本株式併合は、本完全子会社化取引の一部として、本第三者割当増資に係る本新株式が全て発行されることを条件に実施されるものであるため、本日開催の取締役会では、本株式併合に関して、以下のとおり、本第三者割当増資に係る本新株式が全て発行される時点に応じて、複数の効力発生日（以下「本株式併合効力発生日」といいます。）を定めることについて決議をしております。

- ① 2023年3月9日までに本第三者割当増資に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2023年3月31日とする。
- ② 2023年3月10日以降、2023年3月31日までに本第三者割当増資に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2023年4月22日とする。

(2) 株式併合の内容

- ① 併合する株式の種類
普通株式

- ② 併合比率

本株式併合効力発生日をもって、その前日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する当社普通株式について、70,384,700株を1株に併合いたします。

- ③ 減少する発行済株式総数

704,844,942株

（注）減少する発行済株式総数は、2022年9月30日現在の発行済株式総数71,382,652株に本第三者割当増資により新たに発行される普通株式数633,462,300株を加算した704,844,952株からの減少数です。

- ④ 効力発生前における発行済株式総数

704,844,952株

（注）効力発生前における発行済株式総数は、2022年9月30日現在の発行済株式総数71,382,652株に本第三者割当増資により新たに発行される普通株式数633,462,300株を加算した株式数です。

- ⑤ 効力発生後における発行済株式総数

10株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数

10 株

⑦ 1 株未満の端数が生じる場合の処理の方法及び当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

上記「1. 株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、本株式併合により、割当予定先以外の当社の少数株主の皆様が所有する当社普通株式の数は、1 株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる 1 株に満たない端数の処理の方法につきましては、その合計数（会社法第 235 条第 1 項の規定により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を、同法第 235 条その他の関係法令の規定に従って売却し、その端数に応じて、その売却によって得られた代金を株主の皆様へ交付いたします。当該売却について、当社は、会社法第 235 条第 2 項の準用する同法第 234 条第 2 項及び 4 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、当該端数の合計数に相当する当社普通株式を当社にて取得することを予定しております。

この場合の売却価格につきましては、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合は、株主の皆様が所有する当社普通株式の数に、36 円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。

3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額の根拠等

(1) 端数処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額の根拠及び理由

① 親会社等がある場合における当該親会社等以外の株主の利益を害さないように留意した事項

本完全子会社化取引においては、割当予定先は本第三者割当増資の払込み前の時点では当社の親会社等に該当いたしません。当社は、割当予定先が本第三者割当増資を含む本完全子会社化取引を通じて当社の株主を割当予定先のみとすることを企図していることを考慮して、当社の少数株主の皆様への影響に配慮し、本完全子会社化取引の公正性の担保、本完全子会社化取引の実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本完全子会社化取引の公正性を担保するため、下記「(4) 本完全子会社化取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の措置を実施いたしました。

② 1 株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項

(i) 1 株未満の端数が生じる場合の処理の方法

(a) 会社法第 235 条第 1 項又は同条第 2 項において準用する同法第 234 条第 2 項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

上記「2. 株式併合の要旨」の「(2) 株式併合の内容」の「⑦ 1 株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額」をご参照ください。

(b) 売却に係る株式を買い取る者となる見込まれる者の氏名又は名称
日医工株式会社

(c) 売却に係る株式を買い取る者となる見込まれる者が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

当社は、本日現在、本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数の合計数に相当する当社普通株式の売却代金の支払のための資金に相当する額の現預金を有しております。また、当社において、本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数の合計数に相当する当社普通株

式の売却代金の支払に影響を及ぼす事象は発生しておらず、今後発生する可能性も認識しておりません。

したがって、割当予定先による本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社普通株式の売却代金の支払のための資金を確保する方法については相当であると判断しております。

(d) 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、2023年4月から2023年5月を目途に会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社普通株式を売却することについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動し得ますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2023年4月から2023年5月を目途に当該当社普通株式を売却し、その後、当該売却によって得られた代金を株主の皆様へに交付するために必要な準備を行った上で、2023年5月から2023年6月を目途に、当該売却代金を株主の皆様へに交付することを見込んでおります。

当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手續に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社普通株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主への交付が行われるものと判断しております。

なお、当該売却代金は、本株式併合の効力発生日の前営業日時点の当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付する予定です。

(ii) 端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項

本株式併合交付見込金額は、株主の皆様が所有する当社普通株式の数に、本第三者割当増資における本新株式の払込金額（約31.57円）に対して14.02%のプレミアムを付した金額である36円を乗じた金額に設定することを予定しております。この金額は、本取締役会決議日の前営業日である2022年11月11日の終値362円に対しては90.06%のディスカウントとなります。しかしながら、上記「Ⅱ. 本第三者割当増資による新株発行」の「2. 第三者割当による新株発行の目的及び理由」の「(1) 本第三者割当増資に至る経緯」に記載のとおり、本株式併合交付見込金額は、当社の財務体質の抜本的な改善のためには大規模な資金注入が必要不可欠であり、仮に大規模な資金注入が早期に実行されなければ、当社の足下の資金繰りは極めて困窮することになるため、事業の継続が困難となる懸念があり、株価の下落等を通じて当社の少数株主の皆様を更なるリスクにさらすおそれがあるといった状況の下で、複数のスポンサー候補との間で真摯な協議を経て、当社にとって最も望ましいと考えられる条件を提示したスポンサー候補である割当予定先との間の複数回に亘る交渉により、最終的に合意されたものであり、本事業再生ADR手續において本対象債権者に対して多額の将来期間損失等も踏まえた相当額の債務免除等を要請せざるを得ない状況であり、200億円規模の資本金の調達が必要不可欠な当社の置かれた状況を踏まえれば、当社が当社の少数株主の皆様へに提供できる現時点で最善の条件であり、当社の少数株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断しております。

以上により、当社は、本株式併合交付見込金額（36円）については、相当であると判断しております。

③ 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

(i) 継続企業の前提に関する事項

上記「Ⅱ. 本第三者割当増資による新株式発行」の「2. 第三者割当による新株式発行の目的及び理由」の「(1) 本第三者割当増資に至る経緯」に記載のとおり、当社は、2022年3月期において、北米事業にて投資を継続してきた、バイオシミラー（バイオ医薬品の後続品）、オーファンドラッグ製剤（希少疾病治療薬）の開発計画全体を見直したことに起因して、北米事業における投資に伴い計上していたのれん、バイオシミラー・オーファンドラッグ製剤等の開発に係る無形資産を中心に84,130百万円の減損損失を2022年3月期において計上することとなり、また、2022年3月期は104,984百万円の親会社の所有者に帰属する当期損失を計上することとなり、親会社所有者帰属持分比率は2021年3月期の30.6%から2022年3月期は5.1%まで低下いたしました。加えて、当連結会計年度（2023年3月期）においても、継続的に営業損失及び親会社の所有者に帰属する四半期損失を継続的に計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

(ii) 本事業再生ADR手続の正式申込及び受理

上記「Ⅱ. 第三者割当による新株式発行」の「2. 第三者割当による新株式発行の目的及び理由」の「(1) 本第三者割当増資に至る経緯」に記載のとおり、当社は、厳しい経営状況及び財務体質を踏まえ、本対象債権者の同意の下で、今後の再成長に向けた強固な収益体質の確立と財務体質の抜本的な改善を目指すため、2022年5月13日開催の取締役会において、本事業再生ADR手続の申込を決議し、事業再生実務家協会（同協会は、法務大臣より認証紛争解決事業者としての認証、及び経済産業大臣より特定認証紛争解決事業者としての認定を受けている団体です。）に対し、本事業再生ADR手続についての正式な申請を行い、同日付で受理され、事業再生実務家協会と連名にて、本対象債権者に対して、同日付で一時停止通知を送付いたしました。

その後、当社は、2022年5月26日に、本対象債権者の出席の下、本事業再生ADR手続に基づく事業再生計画案の概要の説明のための債権者会議（第1回債権者会議）を開催し、本対象債権者から一時停止通知について同意を得るとともに、一時停止の期間を事業再生計画案の決議のための債権者会議の終了時までとさせていただくことにつき、ご承認をいただきました。更に、メインバンクである三井住友銀行にて設定いただいた融資枠に基づいて融資を実行いただくことについて、本対象債権者からご承認をいただきました。

(iii) 本第三者割当増資

上記「Ⅱ. 本第三者割当増資による新株式発行」に記載のとおり、当社は、本日開催の取締役会において、合同会社ジェイ・エス・ディーを割当先とする払込金額の総額200億円の第三者割当による本新株式の発行を実施することを決議いたしました。

また、当社は、本日開催の取締役会において、当社の株主を割当予定先のみとするために、当社普通株式70,384,700株を1株に併合し、割当予定先以外の当社株主の皆様に対し、総額で約25億円（1株当たり36円）の金銭を交付すること（本株式併合）等について決議いたしました。

上記の取締役会決議は、割当予定先が本第三者割当増資及びその後の本株式併合を経て、当社を割当予定先の完全子会社とすることを企図していること並びに当社普通株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものです。

(iv) 北米事業に係る減損損失の計上

上記「Ⅱ. 第三者割当による新株式発行」の「2. 第三者割当による新株式発行の目的及び理由」の「(1) 本第三者割当増資に至る経緯」に記載のとおり、Sagentグループは、2022年3月期及び2023年3月期第1四半期において継続して営業損失を計上していることや（2022年3月期は38,998百万円、2023年3月期第1四半期は1,805百万円の営業損失）、

今後の米国市場における事業展開を踏まえて、国際会計基準（IFRS）に基づき減損テストを実施いたしました。その結果、当社は、2023年3月期第2四半期において、Sagentグループに係るのれんを含む固定資産についての減損損失47,417百万円を計上いたしました。

（2）算定に関する事項

① 算定機関の名称並びに上場会社及び株式併合後株主等との関係

上記「Ⅱ. 本第三者割当増資による新株発行」の「5. 発行条件等の合理性」の「(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容」に記載のとおり、本特別委員会は、本諮問事項の検討を行うにあたり、第三者算定機関である赤坂国際会計に対して、当社普通株式の株式価値の算定並びに本新株式の払込金額及び本株式併合交付見込金額についての当社の少数株主にとっての財務的な観点からの公正性についての意見表明を依頼し、赤坂国際会計から本株式価値算定書及び本フェアネス・オピニオンを取得しております。なお、第三者算定機関である赤坂国際会計は、当社及び株式併合後株主である割当予定先の関連当事者には該当せず、本第三者割当増資に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

② 算定の概要

当社普通株式の株式価値の具体的な算定方式、当該算定方式を採用した理由、算定方式の算定結果の数値（レンジ）及び算定方式の算定の重要な前提条件については、上記「Ⅱ. 本第三者割当増資による新株発行」の「5. 発行条件等の合理性」の「(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容」をご参照ください。

（3）上場廃止となる見込み

① 上場廃止

上記「1. 株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、当社は、本臨時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを前提に、本第三者割当増資に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合を実施し、当社の株主を割当予定先のみとする予定です。その結果、当社普通株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所において取引することはできません。

② 上場廃止を目的とする理由

上記「Ⅱ. 本第三者割当増資による新株発行」の「2. 第三者割当による新株式発行の目的及び理由」に記載のとおり、当社としては、本完全子会社化取引及び上場廃止により、割当予定先と当社が一体となって、柔軟かつ機動的に経営戦略を推進することが、当社グループの事業継続及び中長期的な成長に最も資するとともに、当社の少数株主の皆様を更なるリスクにさらす事態を避けることにつながると考えられることから、最善の選択肢であるとの最終的な判断に至りました。

③ 少数株主への影響及びそれに対する考え方

上記「Ⅱ. 本第三者割当増資による新株発行」の「9. 企業行動規範上の手続きに関する事項」に記載のとおり、当社は、割当予定先及び当社の経営者から一定程度独立した者として、東京証券取引所に独立役員として届け出ている当社社外取締役である今村元氏（弁護士）及び当社社外取締役（監査等委員）である堀仁志氏（公認会計士）、並びに本件に類似する構造的な利益相反関係のある取引に特別委員会の委員として関与した豊富な経験を有する社外有識者として若槻哲太郎氏（弁護士、村田・若槻法律事務所）の3名で構成される本特別委員会を設置し、本第三者割当増資の必要性及び相応性、並びに、本第三者割当増資及び本完全子会社化取引が当社の少数株主にとって不利益ではないかに関する意見を諮問し、本第三者割当増資には必要性及び相応性が認

められ、また、本第三者割当増資及び本完全子会社化取引は当社の少数株主にとって不利益とは認められない旨の答申書を取得しております。

(4) 本完全子会社化取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

① 本特別委員会における独立した第三者算定機関からの算定書及びフェアネス・オピニオンの取得

上記「Ⅱ. 本第三者割当増資による新株発行」の「5. 発行条件等の合理性」の「(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容」に記載のとおり、本特別委員会は、本諮問事項の検討を行うにあたり、第三者算定機関である赤坂国際会計に対して、当社普通株式の株式価値の算定並びに本新株式の払込金額及び本株式併合交付見込金額についての当社の少数株主にとっての財務的な観点からの公正性についての意見表明を依頼し、赤坂国際会計から本株式価値算定書を取得しております。算定の概要の概要については、上記「Ⅱ. 本第三者割当増資による新株発行」の「5. 発行条件等の合理性」の「(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容」をご参照ください。

更に、本特別委員会は、赤坂国際会計から本フェアネス・オピニオンを取得しております。

② 当社における、当社の経営者から一定程度独立した者からの意見の入手

上記「Ⅱ. 本第三者割当増資による新株発行」の「9. 企業行動規範上の手続に関する事項」に記載のとおり、当社は、割当予定先及び当社の経営者から一定程度独立した者として、東京証券取引所に独立役員として届け出ている当社社外取締役である今村元氏（弁護士）及び当社社外取締役（監査等委員）である堀仁志氏（公認会計士）、並びに本件に類似する構造的な利益相反関係のある取引に特別委員会の委員として関与した豊富な経験を有する社外有識者として若槻哲太郎氏（弁護士、村田・若槻法律事務所）の3名で構成される本特別委員会を設置し、本第三者割当増資の必要性及び相応性、並びに、本第三者割当増資及び本完全子会社化取引が当社の少数株主にとって不利益ではないかに関する意見を諮問し、本第三者割当増資には必要性及び相応性が認められ、また、本第三者割当増資及び本完全子会社化取引は当社の少数株主にとって不利益とは認められない旨の答申書を取得しております。

③ 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、リーガル・アドバイザーとして、森・濱田松本法律事務所を選定し、同事務所より、本第三者割当増資及び本完全子会社化取引の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けております。なお、森・濱田松本法律事務所は、当社及び割当予定先から独立しており、当社及び割当予定先との間に重要な利害関係を有しておりません。

④ 当社における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員である取締役を含む。）の承認

本日開催の取締役会においては、特別の利害関係を有しない9名が出席し、その全会一致により上記決議を行っております。なお、当社代表取締役社長の田村友一氏は、本日現在、自ら並びに自らが代表取締役を務める株式会社TAMURA及びその完全子会社である株式会社拓を通じて当社の株式8,504,448株（議決権の個数85,044個、議決権所有割合12.08%）を保有しており、特別利害関係取締役に該当するおそれがあるため、当該取締役会を欠席しております。

4. 株式併合後の株主の概要

株主併合後株主である割当予定先の概要につきましては、上記「Ⅱ. 第三者割当による新株式発行」の「6. 割当予定先の選定理由等」の「(1) 割当予定先の概要」をご参照ください。

5. 今後の見通し

上記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 上場廃止となる見込み」の「①上場廃止」に記載のとおり、本株式併合の実施に伴い、当社普通株式は上場廃止となる予定です。

VI. 単元株式数の定めの廃止について

1. 廃止の理由

本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は10株となり、単元株式数を定める必要がなくなるためです。

2. 廃止予定日

本株式併合効力発生日と同日

3. 廃止の条件

本株式併合の効力が発生することを条件といたします。

VII. 単元株式数の定めの廃止に関する定款一部変更

1. 変更の目的

本臨時株主総会において本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社普通株式の発行可能株式総数は10株に減少することとなります。かかる点を明確にするため、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第7条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

また、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は10株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社普通株式の単元株式数の定めを廃止するため定款第9条（単元株式数）、第11条（単元未満株式についての権利）、第12条（単元未満株式の買増請求）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。なお、本定款変更は、本臨時株主総会において本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生することを条件として、本株式併合効力発生日と同日に効力が発生するものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

定款変更(2)による変更後の定款	追加変更案
<p>(発行可能株式総数) 第7条 当社の発行可能株式総数は、<u>750,000,000</u>株とする。</p> <p><u>(単元株式数)</u> 第9条 当社の1単元の株式の数は、<u>100株</u>とする。</p> <p>第10条 (条文省略)</p> <p><u>(単元未満株式についての権利)</u> 第11条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 <u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> <u>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> <u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> <u>(4) 次条に定める請求をする権利</u></p> <p><u>(単元未満株式の買増請求)</u> 第12条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を買増すことを請求することができる。</p> <p>第13～第36条 (条文省略)</p>	<p>(発行可能株式総数) 第7条 当社の発行可能株式総数は、<u>10株</u>とする。</p> <p>(削除)</p> <p>第9条 (条文省略)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第10条～第33条 (条文省略)</p>

3. 日程

2023年3月頃に本第三者割当増資に係る本新株式が全て発行された場合の定款変更の日程(予定)は以下のとおりです。

本臨時株主総会開催日	2023年2月(予定)
本株式併合効力発生日	2023年3月から4月頃(予定)
定款変更の効力発生日	2023年3月から4月頃(予定)

VIII. 本資本金等の額の減少及び本剰余金の処分

1. 本資本金等の額の減少及び本剰余金の処分の目的

早期に財務体質の改善を図り、今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えるため、本資本金等の額の減少を行い、分配可能額を構成するその他資本剰余金へ振り替えることといたしました。

また、当社は、会社法第 452 条の規定に基づき、剰余金の処分を行い、本資本金等の額の減少によって増加することとなるその他資本剰余金により繰越利益剰余金の欠損を填補することといたしました。

本資本金等の額の減少及び本剰余金の処分の詳細については、本新株式の払込みを停止条件として実施する予定ですが、本日時点においてはその詳細は未定であり、決定し次第、お知らせいたします。

2. 日程

2023 年 3 月頃に本第三者割当増資に係る本新株式が全て発行された場合の本資本金等の額の減少及び本剰余金の処分の日程（予定）は以下のとおりです。

債権者異議申述公告	2023 年 2 月頃（予定）
本臨時株主総会開催日	2023 年 2 月（予定）
債権者異議申述最終期日	2023 年 3 月頃（予定）
本資本金等の額の減少及び本剰余金の処分の効力発生日	2023 年 3 月から 4 月頃（予定）

以 上